

日本初の時刻表

表金賃及刻時發出車列道鉄						
表金賃		車 の 等 級	上			定
下等	中等		午後 四 字	午後 四 字 三 五 分	午後 八 字	
同	同	片道 壹圓 五拾錢			品川到着 午後 八 字 三 五 分	来る五月七日よ此表示の時刻に日々横濱並品川(ステーション)よ此列車出發 乗車せむと欲する者ハ遅くとも此表示の時刻より十五分前に(ステーション)に來リ 切手買入其他の手都合を為すハ 但發車並に着車共必ず此表示の時刻を違ハざるやらハ請合カサルれとも可成失 遅滞なきや取行ラハシ 手形ハ其日限り乗車一度の用ニ合ハシ 小兒四歳までハ無賃其餘十二歳までハ半賃金の事 旅客ハ總て鐵道規則に隨ハ旅行セハシ 手形檢査の節ハ手形を出給改を受又手形取集の節ハ之を渡すハシ旅客自ら携小包 みドゥランの類ハ無賃而れとも若し損失あらハ自ら負ふハシ其餘の手廻り荷物ハ日 方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ五十錢を辨ヒ荷物概ハ引渡請取證書を 求メ置入ハシ尤一人に付目方六十斤迄を限トス 手廻り荷物ハ總て姓名カ又ハ目印を記スハシ 旅客中乗車を得ると得ざるハ車内場所の有無ニ由ルハシ 犬一疋に付片道賃錢二十五錢を辨ふハシ併し旅客車に載れるを許るさず犬箱或ハ車 長の車にて運送スルハ尤首輪着綱口綱を備へて相渡すハシ 發車時限を清らざるこの時限の五分前に(ステーション)の戸を閉ジタハシ 吸煙車の外ハ煙草を許るさず
同	同	片道 壹圓 五拾錢	午後 五 字	午後 五 字 三 五 分	品川發車 午後 九 字	
同	同	片道 壹圓 五拾錢			横濱到着 午後 九 字 三 五 分	

明 治 五 年
 旅客車上下三等の内乗らむと欲する所の賃金を適量取引のきまりに注意致し來るハシ
 五年五月九日、同廿九日、同七月五日、同九月二日、六年二月廿二日、同四月廿二日、同七月十九日、
 同九月廿二日、七年四月十五日、八年六月十二日、發車増減改正等アリ

「鐵道列車出發時刻及賃金表」 『法令類纂』 卷71

鐵道が正式に開通する以前、明治5年（1872）5月7日、品川一横浜間で仮營業が開始されました。その時の時刻表は言うまでもなく日本初の時刻表です。